

表示色



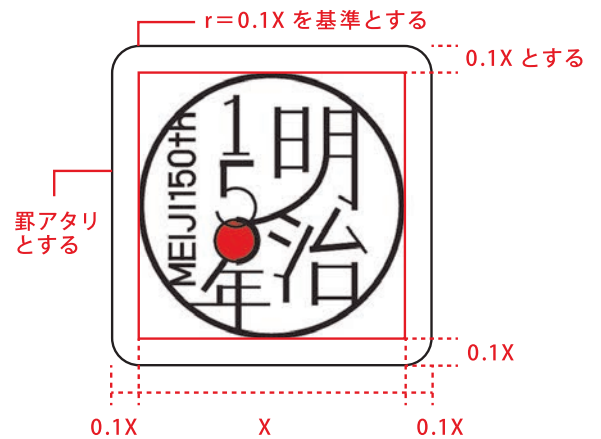
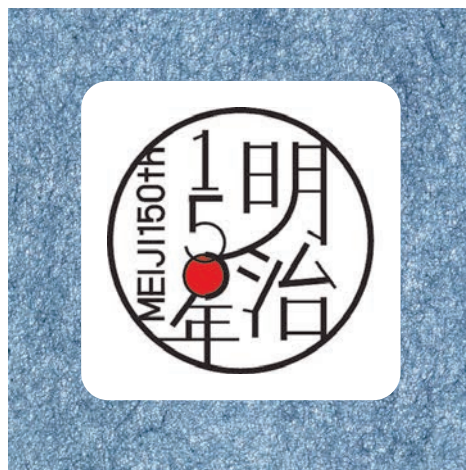
■基本カラー表示

文字	■ K100
丸	■ M100+Y100

■モノクロ表示

黒	■ K100
グレー	■ K70

その他の表示



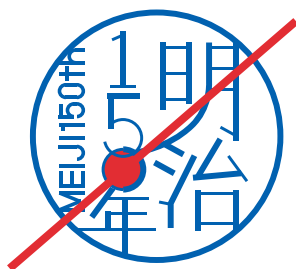
背景が薄い色の場合には基本表示と同じです。

背景が濃い色の場合、及び複雑でロゴマークが見にくくなる場合には、白マドで表示します。

ロゴマーク誤用例

ここでは誤りがちなデザインの表示例を紹介してあります。使用する際に参考にしながら、ここにあるようなデザインになっていないかどうか確認してください。

■配色の誤用例



配色を変更し規定以外で使用しない

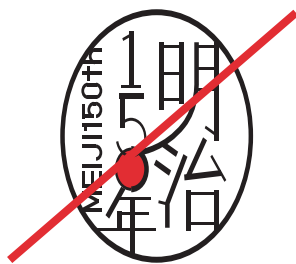


フルカラー以外の表示は、単色表示のみで使用する

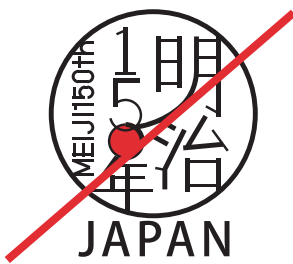


グラデーション表現等、規定以外の表現はしない

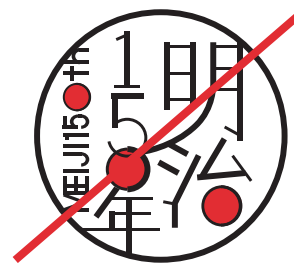
■その他の誤用例



縦横比率、変形してはならない



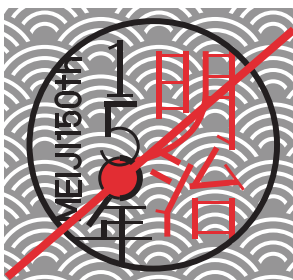
明治 150 年以外の組み合わせ表示は使用しない



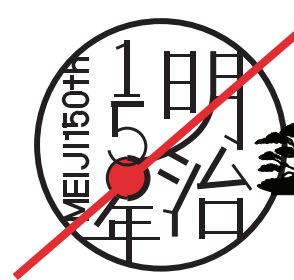
他の要素に変更してはならない



背景色に対し、ロゴマークをふちどり抜きで表示しない



視認性を損なう場所に表示しない



余白規定を侵害して他の要素を表示しない

「明治 150 年」 関連施策推進ロゴマーク使用ガイドライン

【1】趣旨

- ・「明治 150 年」 関連施策推進ロゴマーク使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、「内閣官房「明治 150 年」 関連施策推進室（以下「明治 150 年室」という。）」が管理する「明治 150 年」 関連施策推進ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する際の取扱いに関し、必要な事項を定める。

【2】ロゴマークに関する権限

- ・ロゴマークに関する一切の権限は、明治 150 年室に帰属する。

【3】使用の登録、使用目的

- ・ロゴマークは、使用開始前に本ガイドラインに同意の上、使用申請登録フォームに必要事項を入力し、使用の登録を行うことにより、ダウンロードして使用することができる。
- ・ただし、次の場合には使用は認められない。
 - ①国民の利益を害するおそれがある場合
 - ②営利を主たる目的とする場合
 - ③特定の思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
 - ④特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用されるおそれがある場合
 - ⑤「明治 150 年」の正しい理解を妨げるおそれがある場合
 - ⑥法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
 - ⑦その他明治 150 年室が不適切と判断する場合

【4】遵守事項

- ・ロゴマークを使用する者（以下、「使用者」という。）は、次に掲げる事項を順守すること。
 - ①明治 150 年室に届け出た使用目的のみに使用すること。
 - ②本ガイドラインに則って使用すること。

【5】使用の管理等

- ・明治 150 年室は、使用者に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又はロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

【6】使用の差し止め

- ・ロゴマークの使用に関し、次に掲げる場合に該当すると認められる場合、明治 150 年室はロゴマークの使用を差し止めることができる。
 - ①遵守事項に違反した場合
 - ②使用申請登録フォームの内容に虚偽の記載があった場合
 - ③使用者が法令に違反した場合
 - ④その他、明治 150 年室が不適切と判断した場合

【7】使用料

- ・ロゴマークの使用料は、無料とする。

【8】事故・苦情等の処理

- ・ロゴマークを使用した物、施設、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下に必要な措置を講ずるものとする。また、明治 150 年室はロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

【9】ガイドラインの改定

- ・本ガイドラインは、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

【10】問い合わせ

内閣官房「明治150年」関連施策推進室

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 電話：03-5253-2111

E-mail：meiji150logo（アットマーク）cas.go.jp